商品概要説明書

普通貯金無利息型<決済用>

(令和7年11月15日現在)

商品名	• 普通貯金一般<決済用>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息	・無利息となります。
手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融
	機関等の所定の手数料がかかることがあります。
	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場
	合には、未利用口座管理手数料をいただきます。
// hp インフルル 本元	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・個人のお客様はキャッシュカードによりATM等で入出金ができます。
	・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。
	また、自動送金のお取扱いもできます。
	・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク
	アプリにより通帳レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明
	細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
貯金保険制度	・貯金保険制度により全額保護されます。
(公的制度)	
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容	しては、当会本支所またはリスク統括部(電話:083-973
	-1182)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情
	等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情
	等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当会リスク統括部またはJAバンク相
	談所にお申し出ください。
	山口県弁護士会仲裁センター
	(電話:083-922-0087)
	広島弁護士会仲裁センター
	(電話:082-225-1600)
	福岡県弁護士会紛争解決センター
	(北九州) (電話:093-561-0360)
	(福 岡) (電話:092-791-1840)
	(久留米) (電話:0942-30-0144)
	東京弁護士会紛争解決センター
	(電話:03-3581-0031)
	第一東京弁護士会仲裁センター
	(電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会仲裁センター
	第二朱京开護工芸門数ピング (電話:03-3581-2249)
	, —
	民間総合調停センター (大阪府) (JAバンク相談所を通じての
	ご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出くださ

	$\langle v_{\circ} \rangle$
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東
	京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からの
	お申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセス
	に便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
	ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
	移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
	のではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または
	東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月26日
事項	まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させ
	ていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA山口信連